

◇ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）

（特定の種別の警備業務の実施基準）

第二条 警備業者は、前条各号に掲げる警備業務を行うときは、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、同表の中欄に掲げる警備員を、同表の下欄に掲げる人数を配置して、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

種別	警備員	人数
一～四 (略)	(略)	(略)
五 交通誘導警備業務（高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。）において行うものに限る。）	交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員	交通誘導警備業務を行う場所ごとに、一人以上
六 交通誘導警備業務（道路又は交通の状況により、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が道路における危険を防止するため必要と認めるものに限る。）	交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員	交通誘導警備業務を行う場所ごとに、一人以上
七～八 (略)	(略)	(略)

「警備員等の検定等に関する規則」第二条表の五の秋田県管理道路は、以下のとおり

- 1) 高速自動車国道 . . . 無し
- 2) 自動車専用道路

路線	延長	区間
秋田北野田線 (秋田中央 I C 接続)	0.948km	秋田市下北手松崎字巻ノ沢 1 0 1 番 2 8 秋田市下北手柳館字向田 2 3 6 番 2
秋田御所野雄和線 (秋田空港アクセス道路)	4.415km	秋田市川辺戸島字中田 4 0 番 秋田市雄和椿川字小友沢 3 3 番 1 2
国道 1 0 5 号 (大曲西道路)	6.870km	大仙市内小友字中伊岡 3 0 8 番 3 大仙市和合字田中 1 6 4 番 2
秋田北野田線 (秋田中央道路)	2.353km	秋田市旭北栄町 3 4 番 1 秋田市手形字中谷地 3 1 5 番 1

「警備員等の検定等に関する規則」第二条表の六における秋田県管理道路は、秋田県公報（第 6 4 9 号、令和 7 年 1 1 月 1 1 日付け）「秋田県公安委員会告示第 8 7 号」（交通誘導警備業務における検定合格警備員の配置が必要な路線の見直し）による。